

平成 30 年 8 月 10 日

会員各位

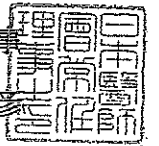
鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

居宅支援住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給についての一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

江澤 和彦



「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省より、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の改正に関する通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

主な内容といたしましては、住宅改修費の支給申請に用いる申請書は、別添内にあるような見積様式を標準とすること、また、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明すること等が記されております。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の介護保険法において、一定以上所得者が 3 割負担となることに伴い、住宅改修費の支給限度基準額に関する項目の追加がございます。こちらに関しましては、平成 30 年 8 月 1 日より適用されることとなっております。



老高発0713第1号

平成30年7月13日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について

今般、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を別添のとおり改正したので通知する。なお、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく一定以上所得者の3割負担に係る記載は平成30年8月1日から適用する。

については、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。